

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年四月二日

大阪府知事 松井 一郎

### 大阪府規則第七十四号

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年大阪府規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（許可の申請） 第三条（略） 3 2 （略） 3 （略） 一 一三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 5 4 （略） 一 一三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 6 条例第十五条第二項に規定する書面は、屋外広告物安全点検報告書（様式第三号）とする。 7 前項の書面には、条例第十五条第二項の許可の申請前三月以内に行つた条例第十六条の二の点検の結果を記載しなければならない。 8 条例第十五条第二項の許可の申請は、第三項各号に掲げる書類（高さが四メートルを超える広告物又は掲出物件に係る当該申請にあつては、これらの書類及び条例第十六条の二の点検を行つた者が同条に規定する屋外広告士又は次条第一項各号のいずれかの者に該当するものであることを証する書面）を添えて、第二項の屋外広告物許可申請書を知事に提出することにより行わなければならない。</p> <p>（点検の資格者等） 第三條の二 条例第十六條の二の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 一 電気工事士法（昭和三十五年法律第百二十九号）第三条第三項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第二条の二第一項第一号に規定するネオン工事に係る資格を取得した者に限る。） 二 前号に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認める者 2 条例第十六條の二の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーン並びに高さが四メートル以下の広告物又は掲出物件とする。</p>	<p>（許可の申請） 第三条（略） 3 2 （略） 3 （略） 一 一三（略） 5 4 （略） 一 一三（略） 6 条例第十五条第二項の規定による許可の申請は、第三項各号に掲げる書類（高さ四メートルを超える広告物又は掲出物件にあつては、これらの書類及び条例第二十四条第一項各号のいずれかに該当する者又は第二十四条第一項各号のいずれかに該当する者による点検結果を記載した屋外広告物自主点検結果報告書（様式第三号））を添えて、第二項の屋外広告物許可申請書を知事に提出することにより行わなければならない。</p>

(工事の完了の届出)

第十三条 条例第十四条の規定による届出は、~~第三条第五項第三号及び第四号に掲げる書類を添えて、屋外広告物しゅん工届出書(様式第九号)を知事に提出することにより行わなければならない。~~

(講習会の講習課程の特例)

第二十四条 (略)

一 (略)

二 電気工事士法第三条第二項に規定する第一種電気工事士である者、同条第二項に規定する第二種電気工事士である者、同条第三項に規定する特種電気工事資格者である者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者である者

三・四 (略)

2 (略)

(講習会修了証書の交付等)

第二十五条 (略)

2 前項の講習会修了証書の交付を受けた者は、当該講習会修了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、知事にその事由を記載した屋外広告物講習会修了証書再交付申請書(様式第二十一号の二)を提出して講習会修了証書の再交付を申請することができる。

3 (略)

第二十五条の六 (略)

(登録の証明)

第二十五条の七 条例第二十四条の七の表三の項の中欄に掲げる証明を受けようとする者は、屋外広告業登録証明願(様式第二十七号)を提出することにより行わなければならない。

(工事の完了の届出)

第十三条 条例第十四条の規定による届出は、~~第三条第五項各号に掲げる書類を添えて、屋外広告物しゅん工届出書(様式第九号)を知事に提出することにより行わなければならない。~~

(講習会の講習課程の特例)

第二十四条 (略)

一 (略)

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百二十九号)第二条第二項に規定する第一種電気工事士である者、同条第二項に規定する第二種電気工事士である者、同条第三項に規定する特殊電気工事資格者である者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者である者

三・四 (略)

2 (略)

(講習会修了証書の交付等)

第二十五条 (略)

2 前項の講習会修了証書の交付を受けた者は、当該講習会修了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、知事にその事由を記載した書面を提出して講習会修了証書の再交付を申請することができる。

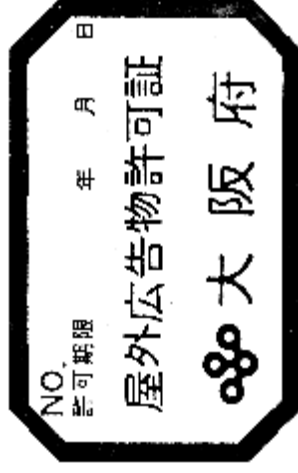
3 (略)

第二十五条の六 (略)

様式第 6 号 (第 6 条関係)



様式第 5 号その 2 (第 6 条関係) (その他のも)



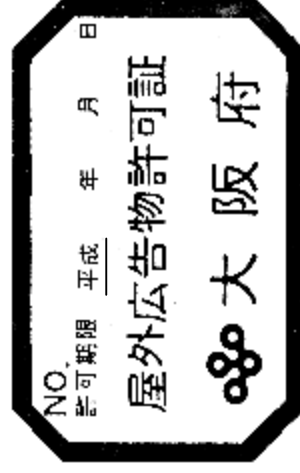
様式第 5 号その 1 (第 6 条関係) (電柱を使用するもの)



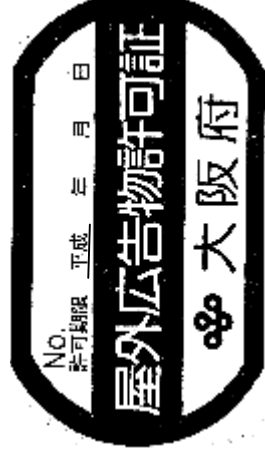
様式第 6 号 (第 6 条関係)



様式第 5 号その 2 (第 6 条関係) (その他のも)



様式第 5 号その 1 (第 6 条関係) (電柱を使用するもの)



様式第11号 (第16条関係)

屋外広告業登録申請書  
(略)

(略)	
⑩大阪府手数料納付済証貼付欄	

注：(略)

様式第11号 (第16条関係)

屋外広告業登録申請書  
(略)

(略)	
⑩大阪府証紙貼付欄	4枚を超えるときは別紙に貼り付けて別紙と申請書との間に割印をしてください。

注：(略)

様式第1号 (第3条関係)

様式第二号及び様式第二号を次のように改める。

大阪府		土木事務所長 様		屋外広告物許可申請書 (新規・継続)		年 月 日	
		申請者 住所		氏名		印	
		[ 法人等の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名 ]					
大阪府屋外広告物条例		第3条第1項 第8条の2第1項 第15条第2項		の規定により、次のとおり屋外広告物の表示 (設置) の許可を申請します。		電話	
①種 類	自用 その他	広告塔 (屋上・地上) 広告板 (屋上・壁面・突出・地上)	その他 ( )				
②数量 (総数)		③総面積	m <sup>2</sup>	④手数	料	※ 記入不要 (大阪府で記入) 円	
⑤広告表示内容			照 明 の 有 無 : 有 ・ 無		音 響 の 有 無 : 有 ・ 無		
⑥主要道路等の名称	線		設置箇所から500m以内の道路又は鉄道の有無		有 ・ 無		
⑦表示 (設置) 期間	年 月 日 年 月 日	⑧工事の完了 予定年月日	年 月 日 年 月 日		年 月 日		
⑨表示 (設置) 場所			⑩用途地域				
⑪広告物等の 所有者	住所 氏名		印		電話		
⑫広告物等の 占有者	住所 氏名		印		電話		

⑬ 広告物等の 管理者	住所 氏名	⑭ 電話
⑭ ⑬に記載の管理者が 大阪府の区域に住所を 有しない場合、その委任 を受けて直接に管理の 事務を行う者	住所 氏名 (法人等の団体にあっては名称及び代表者の氏名)	電話
⑮ 工事施行者 (屋外広告業者)	住所 氏名	⑯ 電話
⑯ 表示若しくは設置 する場所又は物件 の所有(管理)者 の承諾	住所 氏名	⑰ 電話
⑰ 前回許可年月日 及び許可番号	大阪府指令 第 年 月 日 号	⑱ 前回許可期間 年 月 日 から 年 月 日まで

納付書の送付先	住所 氏名 (法人等の団体にあっては名称及び代表者の氏名)	電話
<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任を受けた者		



【添付資料】

- 現況カラー写真
  - 付近見取図
  - 配置図（継続申請の場合は省略可）
  - 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面（継続申請の場合は省略可）
    - 平面図  立面図  意匠図  構造図  配線図
  - 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
  - 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等
  - ※ ただし、第1面㊟欄に記入・押印がある場合は不要
- (条例第8条の2第1項第1号に掲げる広告物又は掲出物件の場合)
- 地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類
- (条例第8条の2第1項第2号に掲げる広告物又は掲出物件の場合)
- 府又は市町村が広告物等の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面
- 
- 突出広告板等で、道路等の上空を占用する場合は、道路占用許可書（写）
  - 土木事務所長が必要と認める書類
  - 高さが4mを超える広告物について継続申請をする場合は、「屋外広告物安全点検報告書」（様式第3号）及び点検者の資格を証する書面



【記入上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 申請する広告物等が複数になる場合は①～③欄はその総数で記載し、その内訳を第2面「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 設置場所が大阪府屋外広告物条例施行規則別表第3に掲げる道路又は鉄道(⑥欄において「道路又は鉄道」という。)から500m以内の場合には、⑥欄に該当路線名を記載してください。
- 4 ④、⑭、⑮欄は、記名押印が原則必要となりますが、広告物の継続許可申請であって、設置当初から一切の変更がない場合には、押印を省略する事ができます。
- 5 ⑯欄は、承諾を証する書面を添付する場合は記入を要しません。
- 6 審査終了後送付する納付書により手数料をお支払いください。
- 7 納付書の送付先は、申請者又は申請者から委任を受けた者です。なお、申請者からの委任状がない場合は委任を受けた者とは認められません。必ず委任状を添付してください。

様式第2号 (第3条関係)

屋外広告物変更許可申請書		年 月 日		
大阪府	土木事務所長 様			
	申請者 住所 氏名	⑧		
	〔 法人等にあつては名称及び代表者の氏名 〕			
	電話			
大阪府屋外広告物条例第15条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物の表示(設置)の変更の許可を申請します。				
①種類	変更前	②数量 (総数)	変更前	
	変更後		変更後	
③総面積	変更前	④手数 料	変更前	円
	変更後		変更後	
⑤広告表示内容			※記入不要(大阪府で記入) 照 明 の 有 無 : 有 ・ 無 音 響 の 有 無 : 有 ・ 無 照 明 の 有 無 : 有 ・ 無 音 響 の 有 無 : 有 ・ 無	
⑥主要道路の名称		設置箇所から500m以内の道路又は鉄道の有無 有 ・ 無		
⑦用途地域		⑧許可年月日 及び許可番号	年 月 日	日 号
⑨表示(設置)場所	変更前	⑩表示(設置)期間	年 月 日	日から
	変更後		年 月 日	日まで

⑪ 工事施行者 (屋外広告業者)	住所	
	氏名 電話	屋外広告業の登録番号：第( )号 登録(更新)年月日： 年 月 日
⑫ 表示若しくは 設置する場所 又は物件の所 有(管理)者 の承諾	住所 氏名	本件屋外広告物の表示(設置)を承諾します。  ⑫ 電話
⑬ 変更理由		

納付書の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任を受けた者
住所 氏名 (法人等) 氏名	氏名 (法人等) 氏名及び代表者の氏名
	電話

注：1 変更がない項目については、「変更前」欄に現状を記載し、「変更後」欄は「変更なし」と記載してください。  
2 ②、③欄は、その総数で記載し、その内訳を裏面「広告物等の内訳」欄に記載して下さい。内訳は、変更の有無に関わらず全ての物件について記載してください。  
3 設置場所が大阪府屋外広告物条例施行規則別表第3に掲げる道路又は鉄道(⑥欄において「道路又は鉄道」という。)から500m以内の場合には、⑥欄に該当路線名を記入してください。  
4 ②欄は、承諾を証する書面を添付する場合は記入を要しません。  
5 審査終了後、送付する納付書により手数料をお支払いください。  
6 納付書の送付先は、申請者又は申請者から委任を受けた者です。なお、申請者からの委任状がない場合は、委任を受けた者とは認められません。必ず委任状を添付してください。

広告物等の内訳 ※ 別添可

【変更前】 ※ 変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積					表示内容 形状・材料・構造の概要
			面積 (㎡)		高さ (m)	面数	合計面積 (㎡)	
			縦 (m)	横 (m)				
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他							
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他							
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他							
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他							
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他							
合	計							

【変更後】 ※ 変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積					表示内容 形状・材料・構造の概要
			面積 (㎡)		高さ (m)	面数	合計面積 (㎡)	
			縦 (m)	横 (m)				
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他							
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他							

	□ 自家用 □ その他																			
	□ 自家用 □ その他																			
	□ 自家用 □ その他																			
合 計																				

注：「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。

【添付資料】

- 現況カラー写真
- 付近見取図
- 配置図
- 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面
- 平面図 □ 立面図 □ 意匠図 □ 構造図 □ 配線図
- 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
- 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等
- ※ ただし、表面㊟欄に記入・押印がある場合は不要
- 土木事務所長が必要と認める書類

様式第3号（第3条関係）

屋外広告物安全点検報告書（屋上広告物）

年 月 日

大阪府 土木事務所長 様

報告者 住所

(広告物の所有者等) 氏名

電話

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示又は設置の場所
- (2) 設置年月日
- (3) 前回許可日
- (4) 前回許可番号

2 点検結果

点検日	年 月 日
-----	-------

注) 点検日は、許可の申請前3ヶ月以内とする。

区分 (点検箇所)	点 検 項 目	異常		特記事項
		有	無	
基礎部分・根巻き	ひび、盛り上がり変形、防水層の裂傷等	有	無	
	ボルト、ナット等の錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
アンカーボルト	ボルトのぐらつき、ナット等の緩み	有	無	
	錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り	有	無	
支柱・鉄骨構造部 本体接合部	錆び、腐食、劣化、変形 ボルト、ナット等の緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	

様式第三号を次のように改める。

表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	無	
	仕上げフィルム、塗装の劣化	有	無	
額縁 (外周部分)	板金の錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
	ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線 分電盤、タイマー等の動作状況	有	無	
電材突き出し部材	取り付け部の錆び、ぐらつき、変形、ビスの緩み	有	無	
附属部材	タラップの腐食、劣化、鳥よけ具の破損、変形 その他附属品の劣化等	有	無	

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

管理者

住所  
氏名

印

点検者

住所  
氏名  
資格名称

印

様式第3号その2 (第3条関係)

屋外広告物安全点検報告書 (壁面広告板)

大阪府 土木事務所長 様

年 月 日

報告者住所  
(広告物の所有者等) 氏名 印  
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示又は設置の場所 年 月 日
- (2) 設置年月日 年 月 日
- (3) 前回許可日 年 月 日
- (4) 前回許可番号

2 点検結果

点検日 年 月 日

注) 点検日は、許可の申請前3ヶ月以内とする。

区分 (点検箇所)	点 検 項 目	異常		特記事項
		有	無	
壁面	ひび、盛り上がり変形	有	無	
	ボルト、ナット等の錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
アンカーボルト	ボルトのぐらつき、ナット等の緩み	有	無	
	錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
内部鉄骨	接合部の緩み、欠落	有	無	

様式第3号を様式第3号その1とし、その次に次の三様式を加える。



フレーム	板金の錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
	ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
フレーム枠 (押さえ)	排水機能、通気の状態	有	無	
	錆び、腐食、劣化、変形 ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	無	
	仕上げフィルム、塗装の劣化	有	無	
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線 分電盤、タイマー等の動作状況	有	無	
電材突き出し部材	取り付け部の錆び、ぐらつき、変形、ビスの緩み	有	無	
附属部材	鳥よけ具の破損、変形、その他附属品の劣化等	有	無	

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

管理者

住 氏 所  
氏 名

\_\_\_\_\_ 印

点検者

住 氏 所  
氏 名  
資格名称

\_\_\_\_\_ 印  
\_\_\_\_\_

# 様式第3号その3 (第3条関係)

## 屋外広告物安全点検報告書 (建植広告物)

年 月 日

大阪府 土木事務所長 様

報告者 住所  
(広告物の所有者等) 氏名  
電話  
印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。

### 1 広告物等の概要

- 表示又は設置の場所
- 設置年月日
- 前回許可日
- 前回許可番号

### 2 点検結果

点検日	年 月 日
-----	-------

注)・点検日は、許可の申請前3ヶ月以内とする。

- 「建植広告物」とは、地上に建てられた広告物をいう。
- 形状により「野立て看板」と判断される建植広告物の点検は、「串刺式」、「盤上式」、「ポール袖式」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施
- 形状により「ポール看板」等と判断される建植広告物の点検は、「アンカー」、「本体接合部」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施

区分 (点検箇所)	点検項目	異常		特記事項
		有	無	
基礎部分・根巻き	ひび、盛り上がり変形	有	無	
支柱	錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り	有	無	
アンカー	錆び、腐食、劣化、ぐらつき	有	無	
本体接合部	錆び、腐食、劣化、変形 ボルト、ナット等の緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
串刺式	ポール首回り	有	無	
	貫通ボルト	有	無	
	水処理装置	有	無	

盤上式	剛性の状況	外圧による変形、ねじれや傾き	有	無	
	接合部ボルト	緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
ポール袖式	水処理装置	水抜き穴やコーキングの劣化	有	無	
	ブラケット	錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
	ブラケットカバー	ビスの緩み、欠落、水抜き穴・コーキングの劣化	有	無	
	内部鉄骨	錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み、欠落	有	無	
フレーム	フレーム	板金の錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
		ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
フレーム枠 (押さえ)	フレーム枠 (押さえ)	排水機能、通気の状態	有	無	
		錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
表示面板	表示面板	ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
		錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	無	
電材	電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線	有	無	
		分電盤、タイマー等の動作状況	有	無	
電材突き出し部材	電材突き出し部材	取り付け部の錆び、ぐらつき、変形、ビスの緩み	有	無	
		鳥よけ具の破損、変形、その他附属品の劣化等	有	無	

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

管理者

住 氏 所

\_\_\_\_\_ 印

点検者

住 氏 所

\_\_\_\_\_ 印

資格名称

\_\_\_\_\_

様式第3号その4 (第3条関係)

屋外広告物安全点検報告書 (突出広告板)

年 月 日

大阪府 土木事務所長 様

報告者 住 所  
(広告物の所有者等) 氏 名

電 話

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示又は設置の場所  
(2) 設置年月日  
(3) 前回許可日  
(4) 前回許可番号

2 点検結果

点検日	年 月 日
-----	-------

注) 点検日は、許可の申請前3ヶ月以内とする。

区分 (点検箇所)	点 検 内 容	異常		特記事項
		有	無	
壁面	ひび、盛り上がり変形	有	無	
	ボルト、ナット等の錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
アンカーボルト	ボルトのぐらつき、ナット等の緩み	有	無	
	錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
ブラケット	ビスの緩み、欠落、水抜き穴やコーキングの劣化	有	無	
内部鉄骨	錆び、腐食、劣化、変形、ねじれ、傾き	有	無	
	接合部の緩み、欠落	有	無	

フレーム	板金の錆び、腐食、劣化、変形 ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
	排水機能、通気の状態	有	無	
フレーム枠 (押さえ)	錆び、腐食、劣化、変形	有	無	
	ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	無	
表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	無	
	仕上げフィルム、塗装の劣化	有	無	
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤、タイマー等の動作状況	有	無	
電材突き出し部材	取り付け部の錆び、ぐらつき、変形、ビスの緩み	有	無	
附属部材	鳥よけ具の破損、変形、その他附属品の劣化等	有	無	

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

管理者

住所  
氏名

\_\_\_\_\_ 印

点検者

住所  
氏名  
資格名称

\_\_\_\_\_ 印

様式第7号 (第10条関係)

屋外広告物届出書		年 月 日
大阪府 土木事務所長 様		届出者 住所名 <span style="float: right;">㊟</span>
<p>〔 法人等の団体にあっては、 その名称及び代表者の氏名 〕</p>		
電 話 _____		
<p>許 可 区 域 禁 止 区 域 に 存 する こと に な り ま し た の で、 大 阪 府 屋 外 廣 告 物 条 例 第 7 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、 届 出 を し ま す。</p>		
①種類	自家用 その他	②数量 (総数)
③総面積	m <sup>2</sup>	④用途地域
⑤主要道路等の名称	線	設置箇所から500m以内の道路又は鉄道の有無 有 ・ 無
⑥広告表示内容		照 明 の 有 無 : 有 ・ 無 音 響 の 有 無 : 有 ・ 無
⑦表示(設置)場所		
⑧広告物等の所有者	住所 氏名	㊟ 電話 _____

様式第七号から様式第十号までを次のように改める。

⑨広告物等の 占有者	住所 氏名	⑩ 電話
⑩広告物等の 管理者	住所 氏名	⑩ 電話
⑪表示若しくは設 置する場所又は物 件の所有(管理) 者の承諾	本件屋外広告物の表示(設置)を承諾します。	

注： 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。

2 申請する広告物等が複数になる場合は①～③欄はその総数で記載し、その内訳を裏面「広告物等の内訳」欄に記載してください。

3 設置場所が大坂府屋外広告物条例施行規則別表第3に掲げる道路又は鉄道(⑤欄において「道路又は鉄道」という。)から500m以内の場合には、⑤欄に該当路線名を記載してください。

4 ⑩欄は、承諾を証する書面を添付する場合は記入を要しません。





【添付資料】

- 現況カラー写真
- 付近見取図
- 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
- 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等  
※ ただし、表面①欄に記入・押印がある場合は不要
- 土木事務所長が必要と認める書類

様式第 8 号 (第11条関係)

<p>公 共 広 告 物 設 置 届 出 書</p>	
<p>大阪府知事 様</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>所在地 団体名 代表者</p>	<p style="text-align: right;">(印)</p>

大阪府屋外広告物条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により、公共広告物等の設置の届出をします。

<p>広 告 物 等 の 種 類</p>	<p>自家用 その他</p>	<p>広告塔 (屋上・地上) その他 ( ) 広告板 (屋上・壁面・突出・地上)</p>		
<p>広 告 物 等 の 大 き さ</p>	<p>(縦)</p>	<p>(横) (面積)</p> <p style="text-align: center;">m × m = m<sup>2</sup></p>		
<p>広 告 物 等 の 設 置 場 所</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; height: 30px;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">用途地域</td> </tr> </table>			用途地域
	用途地域			
<p>広 告 物 等 の 設 置 目 的</p>	<div style="height: 50px;"></div>			

広告物等の設置期間	年 月 日 から 年 月 日まで
広告物等の 管理責任者 (連絡先)	

【添付資料】

- 現況カラー写真
- 付近見取図
- 配置図

(条例第8条の2第1項第1号に掲げる広告物又は掲出物件の場合)

- 地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類

(条例第8条の2第1項第2号に掲げる広告物又は掲出物件の場合)

- 府又は市町村が広告物等の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面
- 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
- 土木事務所長が必要と認める書類

注：「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。

様式第9号 (第13条関係)

屋外広告物しゅん工届出書		年 月 日	
大阪府 土木事務所長 様	届出者 住所 氏 名	(印)	
〔法人等の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名〕			
電 話 _____			
大阪府屋外広告物条例第14条の規定により、次のとおり屋外広告物の工事の完了の届出をします。			
①種類	自家用 その他	広告塔 (屋上・地上) その他 ( ) 広告板 (屋上・壁面・突出・地上)	②数量 (総数)
③広告表示内容	照 明 の 有 無 : 有 ・ 無 音 響 の 有 無 : 有 ・ 無		
④主要道路等の 名称	設置箇所から500m以内の道路又は鉄道の有無 線 有 ・ 無		
⑤表示 (設置) 場所	⑥用途地域		
⑦許可年月日及び 許可番号	大阪府指令第 年 月 日 号	⑧しゅん工 年月日	

⑨広告物等の 管理者	住 所  氏 名  電 話
---------------	---------------------------

- 注：1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 申請する広告物等が複数になる場合は、①～③欄はその総数で記載し、その内訳を裏面「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 設置場所が大府屋外広告物条例施行規則別表第3に掲げる道路又は鉄道(④欄において「道路又は鉄道」という。)から500m以内の場合には、④欄に該当路線名を記載してください。
- 4 ⑨欄の管理者は、事実上の管理者(「屋外広告物許可申請書」⑬欄に記載された者)の住所・氏名等を記載してください。



【添付資料】

- 現況カラー写真
- 付近見取図
- 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
- 土木事務所長が必要と認める書類

様式第10号（第14条関係）

屋外広告物変更届出書		年 月 日
大阪府 土木事務所長 様	[ 届出者 住所 氏 名 ] 印 法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名	
電話 _____		
大阪府屋外広告物条例第16条の規定により、次のとおり変更の届出をします。		
①種類	自家用 その他	広告塔（屋上・地上） その他（ ） 広告板（屋上・壁面・突出・地上）
②数量	（総数）	
③許可年月日及び び許可番号	年 月	日 号
④表示（設置） 場 所	大 阪 府 指 令 第 _____ 号	



⑤ 変 更 の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
⑥ 備 考			

様式第20号 (第23条関係)

様式第二十号及び様式第二十一号を次のように改める。

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

大阪府知事 様

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
現住所 〒	( 電話 )	
連絡先	( 電話 )	

受講科目	講習科目
<input type="checkbox"/>	屋外広告物の法令に関する科目
<input type="checkbox"/>	屋外広告物の表示の方法に関する科目
<input type="checkbox"/>	屋外広告物の施工に関する科目

【大阪府手数料納付済証貼付欄】

- 注意
- 1 申込書記入の際は、開催案内を参照してください。
  - 2 受講料は、納付書により府指定金融機関へ納付の上、納付証明書（原本）を提出してください。
  - 3 一定の資格を有する方（開催案内参照）は、「屋外広告物の施工に関する科目」が免除されま

大阪府記入欄

※整理番号	※受付年月日	※修了証書番号	
※資格証明書 書類確認欄	建築士法に規定する建築士の資格を有する者 <input type="checkbox"/>	電気工事士法に規定する電気工事士の資格を有する者 <input type="checkbox"/>	電気事業法に規定する第一種、第二種又は第三種の電気主任技術者免状の交付を受けている者 <input type="checkbox"/>
			帆布製品製造に関して、職業能力開発促進法に規定する準則訓練の修了者、職業訓練指導員免許を受けている者又は技能検定の合格者

様式第21号（第25条関係）

第 号

## 屋外広告物講習会修了証書

氏名

年 月 日生

上記の者は大阪府屋外広告物条例（昭和24年  
大阪府条例第79号）第23条の講習会の課程を修了  
した者であることを証します

年 月 日

大阪府知事

様式第21号の2（第25条関係）

屋外広告物講習会修了証書再交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

生年月日 年 月 日

電話番号

大阪府屋外広告物条例施行規則第25条第2項の規定により、  
下記の屋外広告物講習会修了証書の再交付を申請します。

記

- 1 修了番号 年 第 号
- 2 再交付を申請する理由
- 3 講習会受講当時の住所（講習会受講後に転居した場合のみ記載）

【大阪府手数料納付済証貼付欄】

- 屋外広告物講習会修了証書は、講習会の課程を修了された個人に対して交付しているものです。
- 再交付を申請される個人の方の住所・氏名・生年月日・電話番号を記載し、私印を押印の上、提出してください。
- 住所・氏名・生年月日を証明する書類（健康保険証、運転免許証等）の写しを添付してください。
- 「再交付を申請する理由」は、「紛失したため」など、再交付を申請する理由を記載してください。
- 再交付に係る手数料は、後日送付する納付書によりお支払いください。

様式第 27 号 (第 25 条の 7 関係)

(その 1) 【願出用】

様式第二十六号の次に次の様式を加える。

屋外広告業登録証明願

年 月 日

大阪府知事 様

願出者 住所

〔法人にあつては、その名称及び住所〕氏名 ④

大阪府屋外広告物条例第 22 条の 3 第 1 項の規定により次のとおり登録されていることを証明願います。

商号及び氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	
住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕	
登録年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
登録番号	大阪府知事登録 第 号
初回登録	年 月 日

大阪府の区域内 で営業を行う 及びその名称 所在地	

必要枚数
枚

大阪府手数料納付済証貼付欄
---------------

- 注： 1 証明書となる「その2」を必要枚数だけ作成してください。  
2 手数料は、後日送付する納付書によりお支払いください。



(その2)【証明用】

### 屋外広告業登録証明願

年 月 日

大阪府知事 様

願出者 住所

〔法人にあっては、その  
名称及び  
代表者の氏名〕氏 名

印

大阪府屋外広告物条例第22条の3第1項の規定により次のとおり登録されていることを証明願います。

商号及び氏名 〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕	
住所 〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕	
登録年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
登録番号	大阪府知事登録 第 号
初回登録	年 月 日

<p>大阪府の区域内 で営業所を行 及び名称地 及場所所在地</p> <p><small>大阪府の区域は、 大阪市、堺市、豊中市、高 槻市、枚方市、八尾市及び 東大阪市の区域を除く。</small></p>	

<p>前記のとおりであることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大阪府知事</p>	<p>第 一 号</p>
--------------------------------------------------------------------------------	--------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府屋外広告物条例施行規則様式第二十一号の規定により交付されている修了証書は、改正後の大阪府屋外広告物条例施行規則様式第二十一号の規定により交付されたものとみなす。